

議案第 4 4 号

各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正について

各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 1 3 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

第 1 条 各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和 3 1 年日出町条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

指定管理者候補者選定審査会委員	日	4,000 円
人権施策推進審議会委員	日	4,000 円

」

を

「

指定管理者候補者選定審査会委員	日	4,000 円
廃棄物減量等推進審議会委員（廃棄物の減量、再利用等に関し高度の専門的な知識経験を有する者）	日	10,000 円

廃棄物減量等推進審議会委員（前項に掲げる者以外の者）	日	4,000円
人権施策推進審議会委員	日	4,000円

に改める。

第2条 各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

日出城址周辺景観審議会委員	日	4,000円
---------------	---	--------

」

を

「

景観審議会委員（景観に関し高度の専門的な知識経験を有する者）	日	10,000円
景観審議会委員（前項に掲げる者以外の者）	日	4,000円

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

日出町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正、日出町景観条例の制定に伴い新たに設置される「廃棄物減量等推進審議会」並びに「景観審議会」の委員報酬を定めたいので提出する。